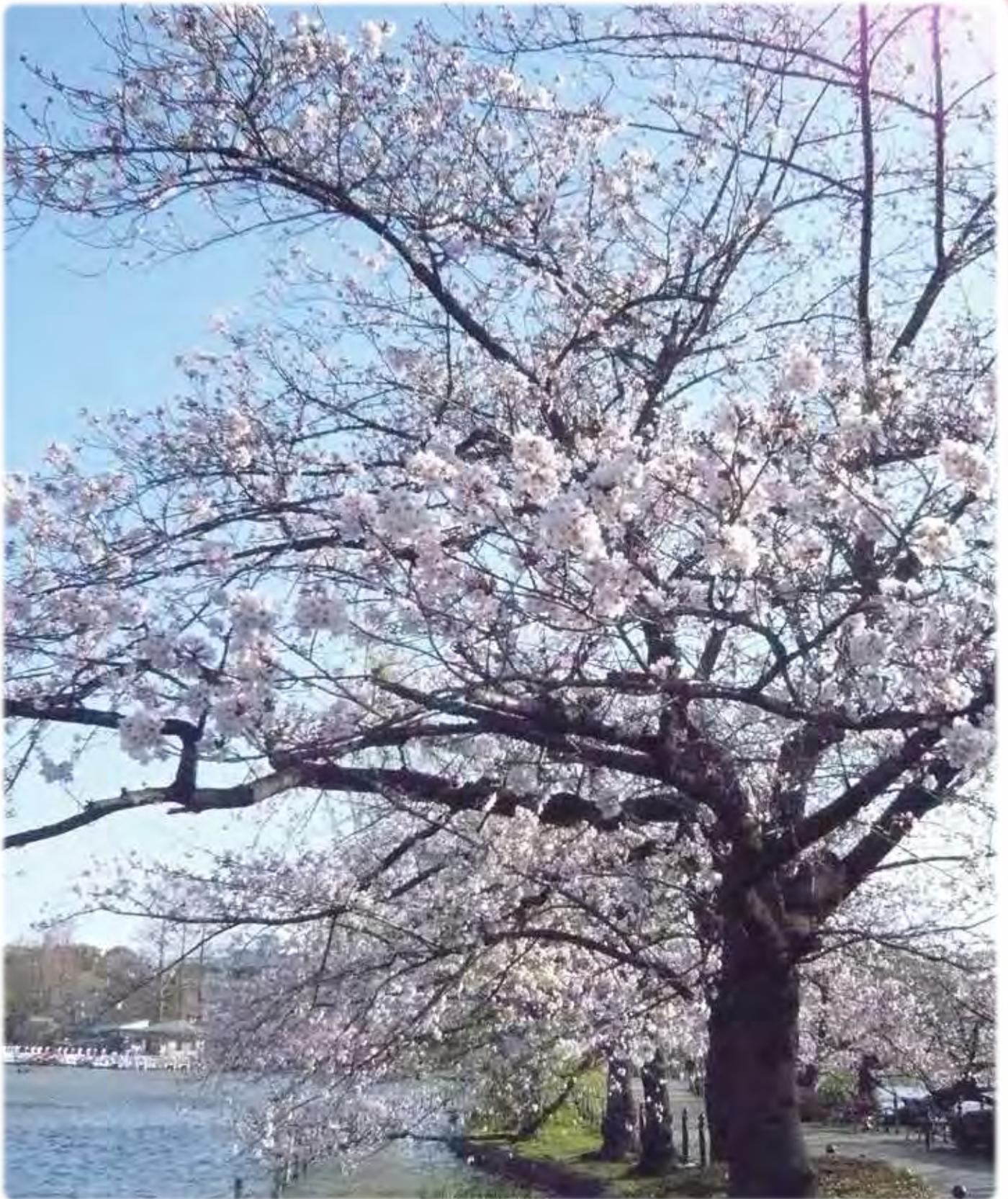


シルバーたいとう センターだより No.139

発行 公益社団法人台東区
シルバー人材センター
編集 総務・広報委員会
台東区小島 1-5-5
電話 3864-3338
FAX 3864-3383
アドレス <https://www.taito-sc.or.jp/>
メール taito@sjc.ne.jp
発行日 令和2年4月15日
会員数 938人(令和2年3月末日現在)





令和2年度事業計画 及び収支予算

今日、労働力人口の減少や少子高齢化が進展していく中、景気回復を基調とした労働需要の増加により人手不足の状況にあります。こうした状況に対応していくために、多様な働き方に応じた高年齢者の活躍が期待されており、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要となっております。

このような社会情勢の中で、当センターでは会員の多様な就業ニーズに対して、就業機会を確保・提供し、会員の生きがいがづくりや社会参加の促進を図り、地域社会の活性化に貢献しています。

また、昨年度よりスタートした派遣事業も更に進め、多様な要請に柔軟に応え職域の拡大を図るなど、会員の皆様の就労機会の増大に努めてまいります。

今年度もこの派遣事業はもとより、これまで実施してきた事業の二層の充実を図るとともに、台東区をはじめとする関係機関との連携を強め、積極的に事業を展開してまいります。

1 事業計画

次の6点を基本方針として、計画的に事業を実施します。

- (1) 会員に適した請負や派遣による就業先の開拓に努めるとともに、ローテーション就業やグループ就業の促進を図り、就業率の向上と適正就業を推進します。
- (2) 事業の普及啓発のため、町会や老人福祉館に直接出向く等PRの拡充を図り、新規入会者の加入促進に努めます。
- (3) 安全就業対策を推進し、会員の事故防止の徹底に努めます。
- (4) 会員の就業に関する知識、技術の向上と意

識の高揚を図るため、各種講習会、研修会を充実します。

(5) 社会貢献活動等を通じ、会員の社会参加及び生きがいがづくりを推進します。

(6) 効率的、効果的な事業執行体制の整備を推進します。

2 収支予算

令和2年度の予算規模は、4億3千2百7万3千円で、前年度と比べ4百51万4千円(1.1%)の増となります。予算の概要は次表のとおりです。

令和2年度 収支予算書			
科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
経常収益	422,589,000円	9,484,000円	432,073,000円
受託事業収益	346,787,000円	1,845,000円	348,632,000円
独自事業収益	1,320,000円	5,000円	1,325,000円
労働者派遣事業等受託収益	2,321,000円	0円	2,321,000円
受取会費	750,000円	250,000円	1,000,000円
受取補助金等	71,097,000円	7,382,000円	78,479,000円
受取負担金	310,000円	0円	310,000円
特定資産運用益	2,000円	1,000円	3,000円
雑収益	2,000円	1,000円	3,000円
経常費用	422,589,000円	9,484,000円	432,073,000円
事業費	422,589,000円	0円	422,589,000円
管理費	0円	9,484,000円	9,484,000円
当期経常増減額	0円	0円	0円
経常外収益	230,000円	0円	230,000円
経常外費用	0円	0円	0円
当期経常外増減額	230,000円	0円	230,000円
当期一般正味財産増減額	230,000円	0円	230,000円
一般正味財産期首残高	51,220,862円	3,253,725円	54,474,587円
一般正味財産期末残高	51,450,862円	3,253,725円	54,704,587円
正味財産期末残高	51,450,862円	3,253,725円	54,704,587円

理事会だより

第9回理事会(令和元年12月24日書面による決議)

・審議事項

- ① 新規入会について

第10回理事会(令和2年1月28日開催)

・審議事項

- ① 新規入会について

・報告事項

- ① 令和元年11月、12月分事業実施状況について
- ② 令和元年度下半期の主要な事業の進捗状況について

- ③ 派遣事業の実施に係る進捗状況について
- ④ 台東区監査の結果について

- ⑤ 交通安全講習会の実施について

第11回理事会(令和2年2月25日開催)

・審議事項

- ① 新規入会について

- ② 職員の給与に関する条例の改正について

・協議事項

- ① 令和2年度理事会等主要行事の日程について

・報告事項

- ① 令和2年1月分事業実施状況について
- ② 事故報告について

- ③ 役員賠償責任保険の更新について

第12回理事会(令和2年3月24日開催)

・審議事項

- ① 新規入会について

- ② 令和元年度第2回補正予算について
- ③ 令和2年度事業計画について

- ④ 令和2年度収支予算について

- ⑤ 令和2年度資金調達及び設備投資について

- ⑥ 令和2年度定時会員総会の開催について

- ⑦ 令和2年度安全就業実施計画及び令和2年度安全対策実施計画について

- ⑧ 特定資産取得資金の設定について

・報告事項

- ① 令和2年2月分事業実施状況について
- ② 令和元年度下半期の主要な事業の実施について

委員会だより

第5回総務・広報委員会(令和2年3月18日開催)

・議題

- ① 令和2年度事業計画について
- ② 令和2年度収支予算について
- ③ 令和2年度資金調達及び設備投資について
- ④ 令和2年度定時会員総会の開催について
- ⑤ センター日より第139号(令和2年4月号)の発行について

第4回安全管理委員会(令和元年12月12日開催)

・議題

- ① 令和元年度「交通安全実施計画」及び「安全巡回指導」の実施状況について
- ② 事故報告等について
- ③ 転倒予防勉強会の参加について

第5回安全管理委員会(令和2年3月18日開催)

・議題

- ① 令和元年度安全就業実施計画の実施状況について
- ② 令和元年度「安全対策実施計画」及び「安全巡回指導」の実施状況について
- ③ 令和元年度事故発生状況について
- ④ 令和2年度安全就業実施計画について
- ⑤ 令和2年度安全対策実施計画について

令和2年度定時会員総会が開催されます

令和2年度定時会員総会は次のとおり開催されます。

予定される案件は、令和元年度事業報告や決算関係に関する事、役員の改選等となっております。

総会は、当センターにとって大変重要な会議ですので、出来るだけご出席くださいますようお願いいたします。

いたします。なお、ご都合により出席できない場合は委任状の提出をお願いいたします。
正式な通知は、6月上旬に会員の皆様方に郵送いたします。

日時 令和2年6月24日(水)午後2時
会場 台東区生涯学習センター2階ミレニアムホール

「これからシルバー応援フェスタ」(東京しごと財団主催)が開催されました

令和2年2月2日(日)、文京シビックセンターで、シルバー人材センターの魅力をもPRし会員拡大を図るためのイベント「これからシルバー応援フェスタ」が開催されました。

太田事務局長によるシルバー人材センターの紹介、ねづちの漫談、順天堂大学病院教授内藤俊夫医師による「インフルエンザや肺炎を予防しよう」の講演会が開かれました。

66名の参加者は、熱心に聴き、骨密度等を測定する体力測定コーナー、ブースでの個別相談により、より具体的な活動内容の案内と入会への動機付けを図ることができました。

入会希望者をご紹介ください

当センターに仕事の依頼があっても、会員さんが足りなくて、注文に応えられない状況があります。当センターの会員数は、平成26年3月末の989人をピークに緩い減少傾向に入っています。それまでは千人を超える勢いで、順調に会員数が増加してきました。減少傾向に至った原因は、65歳を超えての雇用延長や価値観の多様化など様々なことが考えられます。

当センターでは、消費生活展や寿作品展示会などでのPRや、新聞折込み、ゆうちょ銀行の封筒印刷など、新規入会者の加入促進に努めています。勿論こうした効果はあるものと考えていますが、全国的に実施されたアンケート結果では、入会した一番のきっかけは、知人・友人の紹介となっております。このように会員数の増加には、会員の皆様方のお力添えが必要です。歳を重ねても、健康であるうちは働きたいと考えての方は、多数いると言われています。当センターでは、原則として毎月第3木曜日に入会説明会を開催しています。お知り合いに、働く意欲のある方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介くださるようお願いいたします。



お仲間になりませんか？



ととのいました!!



新型コロナウイルスとは？

令和元年度の事故発生状況

1 傷害事故

発生日	会員	怪我の状況	事故発生の状況
令和元年8月	70歳代女性	背中(圧迫)骨折	清掃作業中に、泥落としマットを持ち上げ、詰まった砂を落とすためマットを振っていたところ、背中に電気が走ったような感じがし、その場に蹲ってしまった。
令和元年12月	70歳代女性	左下肢捻挫	施設の清掃作業中、テーブルを拭きながら移動していた際、右足をテーブルの脚に引っ掛けて転倒した。その際、足首を捻り捻挫した。
令和2年1月	80歳代女性	左手指創傷	事務室を清掃作業中、刃が開いたまま飛び出したハサミを直そうと手を伸ばしたところ、つんのめり、開いた刃に手をついてしまい指を切った。
令和2年3月	70歳代男性	くも膜下出血	施設管理の仕事を終え、徒歩で帰宅中、転倒。救急搬送される。

2 賠償事故

発生日	会員	事故発生の状況
令和元年9月	80歳代男性	お寺の清掃作業を始める前、就業先敷地に自転車を押して入るため、就業先の手前で自転車から降りようとしたところ、体力の低下によりうまく足を着けず自転車ごと倒れ、肩から玄関扉に激突した。

令和元年度事故発生状況

昨年度の就業中等の傷害事故に関しては、清掃作業中にマットを振っていたら背中の圧迫骨折をおこしたという事故、施設の清掃作業中足首を捻り捻挫した事故、事務室を清掃作業中、刃が開いたまま飛び出したハサミを直そうとして、誤って開いた刃に手をついて、指を切ったという事故、施設管理の仕事を終え、徒歩で帰宅中、転倒し、「くも膜下出血」を発症した事故が発生しています。また賠償事故に関しては、自転車から転倒し玄関扉を破損したという事故が、発生しています。

事故を防ぐためには、健康には常に注意し、良好な状態で就業すること、加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないことを念頭において、就業をしていただくようお願いいたします。

交通安全講習会を開催しました

2月13日(木)午後2時から、蔵前警察署と自転車文化センターから講師をお迎えして交通安全講習会が小島社会教育館で開催され、33名の方に参加いただきました。

蔵前警察署の儀保巡查長からは、高齢運転者の交通事故の特徴、認知機能のチェック方法を学び、高齢者の運転免許返納についてのお話がありました。

自転車文化センターの谷田貝学芸員からは、自転車事故発生状況と自転車の交通ルールの講義、後半は自転車シミュレーターを使って実際の交通状況を再現し、自転車走行時のルールを疑似体験で確認したり、映像を見ながら普段の自転車の乗り方を振り返るといった体験型で進行。体験者以外にも映像を通して危険予知訓練を行うことができました。

また、今年の4月から自転車損害賠償保険への加入が義務となったことに伴い、自分の加入し



おっと、危ない！

ている保険に自転車保険に相当する補償がついているかどうか確認することも大切です。

就業途上も、自転車利用も含め、交通事故に気を付け、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

自転車利用の損害賠償保険への加入について

東京都では、令和2年4月1日より、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となりました。当センターといたしましても、会員の皆様には、加入をお勧めいたしております。既に加入している保険等に付帯されている場合もあるので確認しておきましょう。

当センターの安全就業標語
優秀作品が決まりました

テーマ「就業中および経路途上の交通事故防止」

「行き帰り 無理をしないで 今日無事」

西宮光政さん

テーマ「転倒予防」

「ころばない 手すりをつかみ 身を守る」

金子時男さん

各テーマ各々10の応募作品があったなかで、12月の安全管理委員会で選定いたしました。

感染症を予防しよう

今年も、新型コロナウイルスが蔓延しました。これからも、季節の変わり目で、体調をくずしがちです。

休養・バランスの良い食事とこまめな水分補給・手洗い・うがいを励行することに気を付けましょう。

また、体調の悪い時は、無理をしないで、仕事を休むことも必要です。

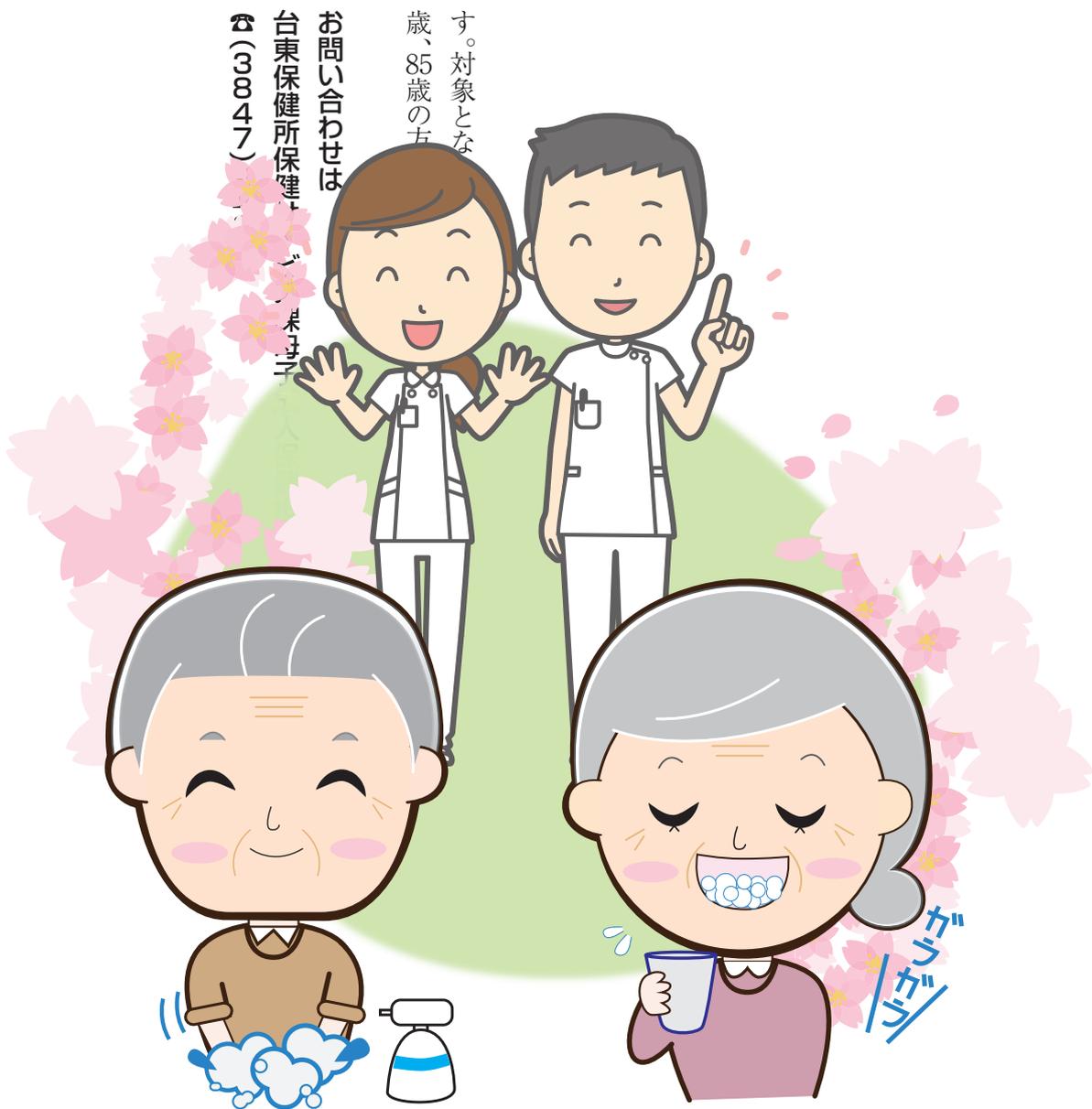
健康診断を受診しましょう

元気で楽しく暮らしていくためには、健康であることが一番です。「健康寿命」を伸ばすために、進んで健康診断を受診しましょう。

なお、次の健診は生まれた月によつて受診できる期間が異なります。また、料金は無料です。詳しくは、該当する方に送付される受診票をご覧ください。

◎**総合健康診査**：問診・血圧・肝機能・尿検査・胸部レントゲン・心電図などが検査項目となっております。生活習慣病等の予防や早期発見のために重要です。対象となる方は、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方などです。

◎**歯科基本健康診査**：高齢になると硬いものが噛みにくく、むせやすい、飲み込みにくくなど、お口の働きが弱ってきます。食事で十分栄養がとれなかったり、誤嚥性肺炎の原因ともなりま



す。対象となる
歳、85歳の方
お問い合わせは
台東保健所保健士
（3847）

台東区消費生活センターからのお知らせ 《悪質商法の手口を知ってトラブルを回避しよう》



平成30年度に台東区消費生活センターに寄せられた相談件数は1835件でした。

そのうち65歳以上の方からの相談件数は599件で全体の約3割を占めています。

「自分に限っては大丈夫」と思いがちですが、悪質な事業者は言葉巧みに高齢者の不安をおおき、必要のない契約を迫ったり、大切な財産をだまし取ろうと狙っています。今回は、トラブルに巻き込まれないために、悪質商法の事例と対処法をご紹介します。

事例1 はがきによる架空請求

ある日「総合消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」と書かれたはがきが送られてきた。はがきには、「契約不履行による訴状が提出された」とあり、このまま連絡しないであると、原告の主張が全面的に受理されて、預金や不動産などの差し押さえを強制的に執行すると書いてある。「訴訟取り下げ最終期日」までに「問い合わせの電話番号」へ本人から連絡するようにも書いてある。身に覚えがないがどうしたらよいか。

対処法 事例のようなはがきは、「訴訟」や「差し押さえ」などという言葉で消費者を不安にさせて、金銭をだまし取ることが目的です。慌てて電話をかけると、金銭を支払うように求められます。身に覚えのない訴状案件に関するはがきを受け取っても、記載されている電話番号には電話しないでください。

【裁判所からの本当の通知かどうかを見分けのポイント】

裁判所から「支払督促」や「少額訴訟の呼出

状」が送られる場合には、「特別送達」という特別な郵便により送付されます。

●「特別送達」と記載されたが、裁判所の名前入りの封書で送付されます。はがきや普通郵便で送付されてくることはありません。

●郵便職員が名宛人に手渡すことが原則で、郵便受けに投げ込まれることはありません。

●郵便職員から受け取るときは、「郵便送達報告書」に受け取った人の署名又は押印を求められます。

●裁判所で付した「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」の「事件番号」「事件名」が記載されています。

事例2 点検商法

先日、突然リフォーム業者が訪ねてきて、「近くで工事をしていたら、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。今なら無料で点検しますよ。」と言われた。無料ならと思いい点検を頼んだ。点検後に業者から「このままにしておくと大雨で雨漏りしたら大変ですよ。すぐにでも修理をしたほうがいいですよ。」と言われた。不安になって業者に言われるままに補修工事を契約してしまつたが、よく考えると高額のため解約したい。

対処法 無料点検を口実に訪問し「このままだと大変なことになる」などと事実と異なることを言つて消費者を不安にさせ契約させる手口を「点検商法」と言います。事例のように事業者に不安をおおられても、その場ですぐに契約せず、本当に工事が必要か家族や身近な人に相談したり、複数の事業者から見積もりを取るなど慎

重に検討しましょう。また、点検商法は「特定商取引に関する法律」の対象となるため、契約書面を受領した日から8日以内であればクーリング・オフできます。

高齢者には、「お金」「健康」「孤独」の3つの不安があると言われており、悪質業者はその不安に付け込んで勧誘してきます。最近の悪質商法は手口がより巧妙で悪質になっていて、誰もがだまされる危険があります。トラブルに遭つたとき、また、少しでも疑問を感じたときは、早めに消費生活センターにご相談下さい。

台東区消費生活センター ☎(5)24(6)1133

令和2年度配分金支給日

令和2年 4月15日(水)	10月15日(木)
5月15日(金)	11月16日(月)
6月15日(月)	12月15日(火)
7月15日(水)	令和3年 1月15日(金)
8月17日(月)	2月15日(月)
9月15日(火)	3月15日(月)



写真撮影は、石森弘さんと藤川實さんです。